

## 新旧対照表

| 現 行   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>(公民館運営審議会の構成)</p> <p>第 7 条 <u>公民館運営審議会の委員は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。) 第 30 条第 1 項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> | <p>(公民館運営審議会の構成)</p> <p>第 7 条 <u>公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者、<b>その他教育委員会が適当と認めるもの</b>の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p> |